

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年十月一日に解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

広島県呉市宝町六番九号

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月十二日札幌地方裁判所岩見沢支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

北海道岩見沢市八条東一丁目一〇番地三
宗教法人神道大和教我路教会
清算人 田村 秀樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

東京都新宿区横寺町八番地
医療法人社団内野医院
清算人 内野 幸子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

香川県高松市天神前六番地六号
医療法人社団ア爾会
清算人 大澤 英司

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年六月三十日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

埼玉県羽生市本川俣一四六六

農事組合法人彩の葉グリーンサービス
清算人 遠藤登志之

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

川崎市幸区小倉五丁目一九番二三号クロス
ガーデン川崎二一四
清算人 手塚 裕之

解散公告(第三回)

宗教法人養徳寺は、令和八年九月七日門徒総代に諮問し、責任役員の三分の二以上の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

新潟県長岡市与板町与板四三〇番地乙
宗教法人養徳寺
清算人 雲居 澄代

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月二十三日福井地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

(登記簿上の主たる住所)
福井県福井市宝永上町一〇五番地
宗教法人慈母観音寺自在苑
清算人 光昭 良眞

連絡先 福井市大手三丁目一四番一〇号
TMY大名町ビル四階
弁護士法人福井ひかり総合法律事務所

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月二十一日向日市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二日

京都府向日市森本町春日井二六番地
向日市森本東部土地区画整理組合
代表清算人 清水 陽一

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二日

東京都千代田区岩本町三丁目四番一号小澤第一ビル

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

簡井 建士 福岡県福岡市東区千早一丁目二一四〇八

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市緑町五丁目五五番地、最後の住所北海道千歳市朝日町四丁目二一番地
ウエルブライト朝日レジデンス五〇五号
被相続人 亡 福田 哲仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二日

札幌市中央区南一条西十三丁目第41ビツグ
ブラザビル一四階 岸田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 縄野 歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡井川町保野子字堀合三二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小林ナツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二日

茨城県つくばみらい市陽光台一丁目一二番地一三グリーンヒルみらい二〇一 つくばみらい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松尾 索

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市野火止六丁目二一番、最後の住所埼玉県新座市野火止六丁目二一番二一

被相続人 亡 山縣 郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一七号ヨシノビル四階アリス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小河原洋和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字北五七番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字藤田

字北五七番地一 被相続人 亡 徳江 博典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字北五七番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字藤田

字北五七番地一 被相続人 亡 徳江 博典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字北五七番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字藤田

字北五七番地一 被相続人 亡 徳江 博典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字北五七番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字藤田

字北五七番地一 被相続人 亡 徳江 博典

相続債権者受遺者への請求申出の催告